

11 相定申相談証文之事（御蔵入の分この度分郷にて御知行に渡すにつき諸事相談し鬮取で決める旨）

享保七年九月二十四日

【読み下し文】

相定め申す相談じ証文の事

一、当村御蔵入の分、此度又候御分郷にて御知行に相渡し申し候、之れに依り、今日大小百姓・入部百姓迄残らず寄り合い諸事相談じの上、鬮取にて相究め申し候事

一、御分郷綾辺・川島二ヶ所と別り鬮取に致し、高過不足の義は、其向き寄の百姓にて御差し引き成され候様相定め申し候事

右の通り、此度御分郷につき、今日寄り合い百姓相談じの上、右の通りに相定め、則ち鬮取に仕り候、然る上は、分け相に付き、已後相違の儀堅く申し出づ間敷候、尤も仲間にて出入ヶ間敷義、一切申し出づ間敷候、後日の為、惣百姓定の連判証文、仍て件の如し

名主 中  
年寄

- 清十郎 印
- 小兵衛 印
- 甚五兵衛
- 弥五郎 印
- 五右衛門 印
- 平八 印
- 由右衛門 印
- 兵右衛門 印
- 入部市郎左衛門 印
- 喜左衛門 印
- 又右衛門 印
- 久兵衛 印
- 作右衛門 印
- 伝左衛門 印
- 甚左衛門 印
- 南蔵院
- 武兵衛 印

印形 失い候に付  
加印 無し

入部 次郎右衛門 印  
弥兵衛 印  
竹右衛門 印  
加兵衛 印  
作兵衛 印  
左五兵衛 印  
亦左衛門 印  
弥左衛門 印  
太兵衛 印  
治兵衛 印  
由左衛門 印  
惣右衛門 印